

港湾BCPの行動手順の概要(案)

1. 行動手順の目的・必要性

1) 港湾BCPの実効性向上に資する計画要素としての行動手順

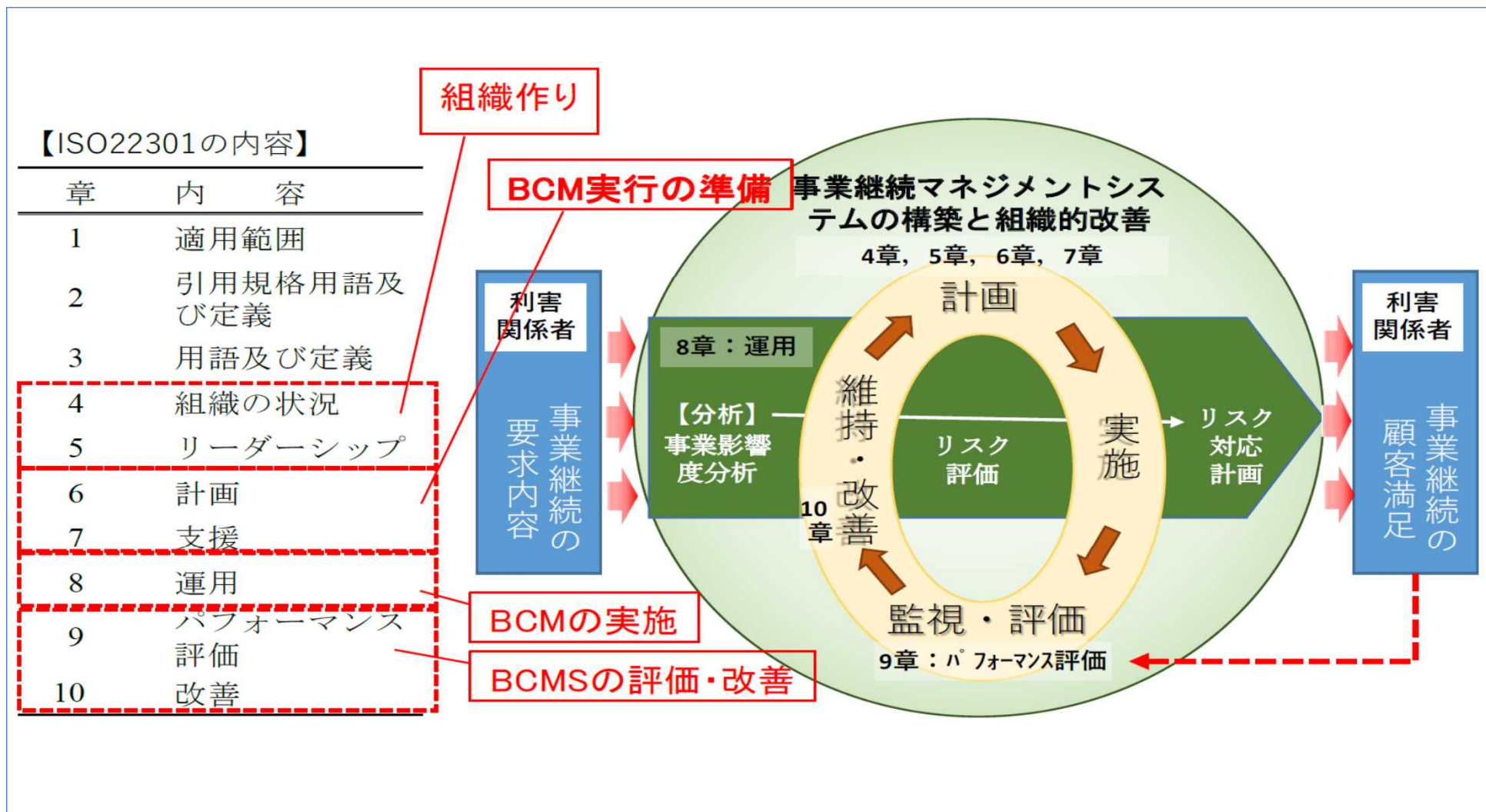
- ◆ 港湾の事業継続計画策定ガイドラインは、港湾BCPの実効性の向上に向けて、PDCAサイクルによる計画のマネジメントを位置付けている。
- ◆ マネジメントの中でも、計画が実施された後や取り巻く状況変化を踏まえた、不断の計画評価が特に重要になる。
- ◆ 計画評価（計画実施後又は訓練後の見直し等）を行うにあたっては、計画内容がより具体化（手順化）されている必要がある。

※参考資料：「国際標準（ISO 22301）の構成と考え方」を参照（次頁）

2) 行動手順に求められる役割

- ◆ 港湾BCPの計画の特徴と行動手順の必要性
 - ・ 港湾BCPでは、計画に参画する主体が多岐にわたることと、多岐にわたる関係主体が連携して行動する必要性があることから、計画自体は関係者の合意形成を重視し、比較的シンプルで且つ達成目標を明示する程度に止めている。
 - ・ 従って、計画の実効性を担保するためには、関係主体（個々あるいは連携して）が計画目標に至るための、より具体的な行動手順を別途用意する必要がある。
- ◆ 港湾BCPの実効性向上に不可欠の訓練に必要な行動手順
 - ・ 関係主体に行ける人事異動、組織改正、状況変化に伴う参画する関係主体そのものの変化に関わらず、計画の実効性を担保する（また担当者の実行力を向上させる）ためには、行動手順に沿った継続的な訓練が必要である。

参考図：国際標準（ISO 22301）の構成と考え方



出典：港湾物流事業継続マネジメントための手順書（H31.2.21／京都大学経営管理大学院 小野憲司）より抜粋

2. 行動手順の項目・内容

1) 行動手順の必要性が高い活動内容や場面

- ◆ 港湾BCPにおける行動手順は、BCPの実効性の担保、すなわち参画する関係者の「実行力」の担保にあることから、計画の以下の活動場面において、行動手順が必要である。
 - ・ 計画発動に係る直前対策及び初動時の活動内容 ⇒ 直前予防対応（風水害を想定）、参集、関係主体個々の体制設置、関係主体間の連絡体制確保、
 - ・ 実施内容を規定する被害状況調査 ⇒ 被害情報調査、被害情報の集約・共有
 - ・ 連携する関係主体が特に多い場面 ⇒ 道路及び航路啓開、がれき処理、緊急物資輸送等の船舶の受入
- ◆ 港湾BCPを円滑に実行するためには、広域的な関係機関（近隣港、他省庁等）との連携や調整が不可欠であり、そうした調整業務に係る行動手順が必要である。
 - ・ 各種の協定に基づく調整 ⇒ 被害状況調査や応急復旧活動における協定に基づく出動要請や調整
 - ・ 法55条3.3に係るバース調整等 ⇒ 航路啓開や各種船舶入港に係る、啓開及びバース調整業務
 - ・ 応急公用負担権限の行使判断 ⇒ 緊急性が求められる道路・航路啓開実施における応急公用負担権限行使判断

2) 行動手順に必要な要件

- ◆ 行動手順は、誰でもが、手順をみれば、迷うことなく実行できる必要があり、以下の要件を備える必要がある。
 - ・ 活動内容を、原則、時系列に沿って一つ一つ列挙すること
 - ・ 活動内容の主体と相手先を明示すること。また、情報伝達にあつては、伝達手段や方法を明示すること。
 - ・ 誰でもが迷うことなく実行するための、チェックリスト（確認、点検、報告様式）を備えること。

3. 行動手順の詳細について

- 1) 行動手順の詳細項目等（別紙を参照）
- 2) 行動手順書の表記イメージ（下表を参照）

参考表 広域連携体制立ち上げの手順書

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3②	広域連携体制構成機関の担当窓口設置			
(3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携体制構成機関は、事務局(港湾空港部)からの伊勢湾BCP発動の連絡を受けて、広域連携体制担当窓口を設置する。 ・広域連携体制構成機関は、伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づき、担当窓口(部署、担当者)と使用できる通信手段を事務局(港湾空港部)にメール、FAX等で連絡する。 <p>【事務局(港湾空港部)への連絡内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 部署 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 使用可能な通信手段(伊勢湾BCP協議会連絡体制表に基づく) </div>	第四管区海上保安本部	□事務局(港湾空港部)	・伊勢湾BCP協議会連絡体制表
		中部運輸局		
		愛知県		
		三重県		
		名古屋港管理組合 四日市港管理組合		
A3③	広域連携体制の設置			
(3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局(港湾空港部)の窓口設置が完了し、連絡体制を確保した時点で広域連携体制が設置される。 ・各構成機関は、体制が整い次第参照する。 ※体制が整った機関は、広域連携体制の設置に係わらず、情報収集など実施可能なことを順次進める。 ・事務局(港湾空港部)は、中部地域港湾BCPポータルサイトに伊勢湾BCPを発動し、広域連携体制を設置したことを掲示する。 <p>【中部地域港湾BCPポータルサイト掲載内容】</p> <p>http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 伊勢湾BCPの発動と広域連携体制の設置 <input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)の担当窓口、使用可能な通信手段 </div>	事務局(港湾空港部)		・伊勢湾BCP協議会連絡体制表
		第四管区海上保安本部		
		中部運輸局		
		愛知県		
		三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合		

出典：港湾物流事業継続マネジメントための手順書（H31.2.21／京都大学経営管理大学院 小野憲司）より抜粋

別紙 表 行動手順の詳細項目 (案)

活動ステージ	活動内容	行動手順の項目	必要な記載内容	備考
直前予防対応 (風水害を想定)	情報の収集・共有・発信	気象情報の共有	各種気象情報の収集／「台風説明会」情報の共有	
		モニタリング	カメラ等によるモニタリング	
		案内情報等の発信	連絡体制の確認／事前準備活動開始の案内 (海保警戒体制含む)	
	直前準備活動	各種の安全対策の実施	船舶の避難等の安全対策の実施／貨物・荷役機器等の安全対策の実施／施設の浸水対策の実施	
		避難及び業務活動中断	来訪者、関係者の避難実施及び案内／業務中断案内	
発災・初動	体制設置	安否確認	安否確認 (本人、家族)／現所在地確認／周辺被害概況収集	・安否確認システムの活用
		参集	参集可否確認／参集可能時間確認／同情報集約	
		体制設置	活動場所確保／参集要員確認／連絡通信手段の確保及び起動／体制設置	
	連絡体制確保	関係者間の連絡体制の確保	体制設置の関係機関への連絡／連絡体制の共有／必要に応じてリエゾンの派遣	
被害状況調査	概況調査	被害に概況把握	テレビ、ラジオ等のマスコミ情報の収集／自施設周辺の被害概況の調査	
	被害状況調査	自らの被害状況調査	調査要員の派遣／調査の実施／被害状況調査結果の連絡／被害状況調査結果の集約	・出勤装備、移動手段、通信手段、報告様式等を明示
		他機関からの被害情報収集	調査協力依頼／リエゾン派遣／調査結果の集約	・通信手段、連絡様式等の事前取決め
		被害状況の情報共有	上記被害状況調査結果の集約／関係機関への情報発信 (共有化)	
応急復旧活動	出動要請	資機材、要員等の動員態勢確認	協定団体等への動員態勢 (資機材、要員) の確認／応急復旧計画の立案／出動要請対象の特定	
		出動要請	出動要請／作業契約／作業許可申請等	
	がれき処理	仮置場の決定	仮置き場適正地の情報収集／がれき類の内容・種類等の情報集約／仮置き場及び運搬方法の決定	
		仮置き場への移動・管理	仮置き場へのガレキ運搬／仮置き場でのがれき類の適正管理	・最終処分のある方に応じた管理が必要

活動ステージ	活動内容	行動手順の項目	必要な記載内容	備考
船舶の受入	55条 3.3	代替管理の要請	入港予定船舶の情報集約／バース調整等の実施可能性の検討／国への 55 条 3.3 の適用要請	
		国の代替管理	リエゾンの派遣(受入れ)／連絡体制の構築／代替管理体制の構築／代替管理での航路啓開やバース調整の実施及び情報共有	・海保との連携が不可欠
	応急公用負担権 限行使判断	漂流物、沈下物の内容確認	入港船舶の情報収集（緊急性の判断材料を含む）／暫定啓開範囲の決定／漂流物・沈下物の調査	
		有価物、危険物の情報収集	調査結果に基づく揚収物の詳細内容の把握（港運事業者や陸運局等への確認）／権限行使の判断	
		権限行使	応急応用負担権限の行使による揚収物等の揚収作業指示／作業実施／揚収物の仮置き場への移動	
		管理	仮置き場での適正な管理／管理台帳の作成／所有者との処分に関する調整	